経済産業省関係特定保守製品に関する省令案に対するパブリックコメント
－　意見概要と回答　－

資料4

番号	該当箇所	意見及び理由	回答（案）	意見提出者の所属
1	6．所有者票への記載事項等 (3) 特定保守製品取引事業者名を記載する欄	所有者票の目的は、対象となる特定保守製品の経年劣化による重大な事故を防止するため、特定製造事業者が当該製品の所在を確認し、点検などの保守情報を所有者に対して提供し、更に事業者が点検を実施することを可能とする環境を整備していくことにあると考えられます。 そのような所有者票の目的を鑑みた場合、対象となる特定保守製品の点検、修理を行わない「特定保守製品取引事業者名」は不要ではないかと考えられます。	特定保守製品取引事業者に説明義務違反がある場合には勧告･公表がなされることがある。この義務の履行を記録するものとして、特定保守製品取引事業者名は必要であると考えている。	団体
2	6．所有者票への記載事項等 (3) 特定保守製品取引事業者名を記載する欄	所有者情報は所有者から特定製造事業者に送付されことが原則である。協力する立場にある特定製品取引事業者名を記載することで、送付に関する責任の所在が曖昧になるおそれがあるので、この記載欄は設けるべきではないと考えられる。		団体
3	7．引渡時の説明に関する事項等 (3) 特定保守製品取引事業者は、取得者から所有者情報の提供を受けた場合には、当該所有者情報を速やかに特定製造事業者等に提供する旨	どんな製品であれ、長期間にわたり安全に使用していくために、点検、修理などの保守が必ず必要であることは、いうまでもありません。一方で、どんな製品であれ、所有者が製造業者に対してユーザー登録を行うという行為は、完全に習慣になっているわけではありません。 今回、対象となる特定保守製品についても、所有者は自ら当該製品に添付されてくる所有者票に所有者情報を記入し、自ら送付等の方法で特定製造事業者に送付する行為を行うことで、定期的な点検、修理の重要性の意識付けに資するのではないかと考えられます。 よって、原則は、所有者自らが所有者票に所有者情報を記載し、自ら速やかに特定製造事業者に送付等の方法により返送しなければならないこととし、その上で、特定保守製品取引業者は、所有者情報が、確実に特定製造事業者に届くよう、所有者に対して説明を行い、所有者票の返送を促していくことが重要ではないかと考えられます。 また、仮に特定保守製品取引事業者に対して、所有者から所有者票の提供を申し出られた場合であっても、当該特定保守製品取引事業者が、所有者にかわって所有者情報を受け取り特定製造事業者に提供することは、個人情報の取扱いを慎重に行うべきであるという観点からは、決して好ましいものではないと考えられます。	所有者から特定製造事業者等に対して、所有者の意思のみでは所有者情報の提供がなされることは難しい面があることを踏まえ、法令上、特定保守製品取引事業者に説明義務が課され、また、所有者票の返送代行協力が求められているところ。また、法令上、個人情報保護の観点も盛り込まれた上で規定されている。	団体
4	7．引渡時の説明に関する事項等 (3) 特定保守製品取引事業者は、取得者から所有者情報の提供を受けた場合には、当該所有者情報を速やかに特定製造事業者等に提供する旨	所有者情報は所有者が製造事業者等に送付することが原則である。この記載では、送付に関する責任の所在が不明瞭となり、また、特定製造事業者等の依頼がある場合、特定保守製品取引事業者が当然に所有者情報を提供することが義務であるとの誤解を生じるおそれがある(特定製造事業者からの依頼に基づき、事務コスト負担等の条件の調整が図られたうえで、特定保守製品取引事業者は所有者情報の送付に協力する立場にあるはずである)。		団体

パブリックコメント意見概要と回答（案）

番号	該当箇所	意見及び理由	回答（案）	意見提出者の所属
5	7．引渡時の説明に関する事項等　（2）	資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社は、特定保守製品の管理を外部業者（プロパティーマネジャー等）に委託しているので、特定目的会社が特定保守製品の付属する建物を購入する場合、特定目的会社は7（2）に該当すると思われる。 また、特定目的会社が消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（以下「法」という。）第32条の5第1項本文に規定する主務省令で定める者以外の者に特定保守製品の付属する建物を売却する場合においても、外部業者が購入者に対し、法第32条の5に基づく説明を行うことで足りるか確認したい。	外部業者に委託しているというだけで説明しなくてよい場合に該当するというわけではなく、あくまで適切な管理能力を有する外部業者に管理を委託しているという場合に説明が不要となる。例えば、管理の委託を受けている者が年間複数件特定保守製品の付属する建物の管理を行っていたり、特定保守製品といった付属設備に関する法律知識があることが必要。もっとも、特定目的会社に適切な能力をもったプロパティマネージャーやアセットマネージャーがいるという場合には、特定目的会社には説明は不要となる。 特定目的会社が説明する立場にある場合には、説明を外部業者に委託することで足りる。	団体
6	法32条の5第1項	法32条の5第1項の「売買その他の取引」は、所有権の移転を伴う契約を指しており、不動産信託受益権の売買は含まれないとの理解でよいか確認したい。	不動産受益権売買は含まれないが、受益権を分割して売却することによってマンションの分譲と同様の効果を得ようとするような場合には、任意に説明が行われることが望ましい。	団体
7	7．引渡し時の説明に関する事項等 「法第三十二の五第一項本文に規定する主務省令で定める者」（2） （経済産業省作成の説明会資料「消費生活用製品安全法の改正について」20頁18行目）	法第三十二の五第一項本文に規定する主務省令で定める者として、7．引渡し時の説明に関する事項等の（2）に「特定保守製品の保守を的確に遂行することができる者に管理を委託することを予定して、特定保守製品又は特定保守製品の付属する建物を取得しようとする者」が規定されているが、例えば、不動産流動化（不動産証券化）目的で特定保守製品を含む建物の所有権を信託設定する場合が、この（2）に該当するものと考えられる。 この場合の建物管理業務（特定保守製品の保守管理を含む）は、信託受益者または受益者から指図権（信託財産の管理・運用・処分に関する判断権限）を付与されたアセットマネージャーが選定（指名）したプロパティマネージャー（建物管理業者）に、信託受託者から建物管理業務を委託することが一般的である。また、信託受託者とプロパティマネージャー間のプロパティマネジメント契約（建物管理委託契約）では、プロパティマネージャーが的確に建物管理を遂行すべき能力要件や善管注意義務が規定されているため、7．引渡し時の説明に関する事項等の（2）の典型事例であると考えられる。 経済産業省作成の説明会資料「消費生活用製品安全法の改正について」の20頁18行目には、「主務省令で定める者」として、アセットマネージャーが例示されているが、実際に保守管理業務を行うのは、アセットマネージャーが指名したプロパティマネージャーであるので、当該プロパティマネージャーも、「7．引渡し時の説明に関する事項等」の（2）に該当することを確認したい。また、当該プロパティマネージャーも、法第32条の5第1項本文中の「主務省令で定める者」に該当することをガイドラインで明示していただきたい。	不動産流動化（不動産証券化）目的というだけで例外に該当する場合ではなく、あくまで取得者側に「適切な管理能力を有する者に委託している場合」に説明が不要となる。 したがって、受託者とプロパティマネージャとの間に建物管理委託契約があるというだけではなく、取引の中で、委託者が受託者の側に適切な管理を遂行するだけの能力を有する者が管理を受託しているという事情がわかっているときに限り、委託者は受託者に対して説明をしなくても足りる。 アセットマネージャは例示であり、適切な能力を有しているプロパティマネージャであり、かつ、受託者とプロパティマネージャとの間に直接委託関係があればよい。	団体

パブリックコメント意見概要と回答（案）

番号	該当箇所	意見及び理由	回答（案）	意見提出者の所属
8	7．引渡し時の説明に関する事項等 「法第三十二の五第一項本文に規定する主務省令で定める者」（経済産業省作成の説明会資料「消費生活用製品安全法の改正について」19頁）	特に、不動産流動化（不動産証券化）目的で特定保守製品を含む建物の所有権を信託設定した場合には、登記簿上の所有者は形式的に信託受託者になるが、信託契約上は、信託財産の管理・運用・処分権限について、受託者に全面的な裁量権を与えているわけではなく、実質的な判断権限を有している受益者から受託者に対する指図に基づいて（指図の範囲内で）、信託財産の管理・運用・処分行為が行われている。したがって、信託終了時に受託者から受益者に信託財産を交付する行為は、形式的な所有権者から実質的な所有権者に財産権を返還する手続きの一環であり、仮に受託者に法32条の5の引渡し時説明責務を課した場合、受託者は説明の相手方になる受益者から説明すべき内容の指図書の交付を受けてから、当該受益者に同じ内容を説明し返すという循環作業を行うことに陥り、役務上も現実的ではないため、当該信託受益者は、法32条の5第1項本文に規定されている「主務省令で定める者」に該当することを省令にて規定いただきたい。 また、特定保守製品を含む建物の所有権を信託設定する行為は、信託委託者（兼受益者）と信託受託者間の新たな取引（信託契約）により、建物の所有権を委託者（兼受益者）から受託者に移転することから、法32条の5に規定する特定保守製品取引事業者の引渡し時の説明責務が生じる取引に該当するとされている。しかしながら、信託終了時に信託受託者から（信託終了時の）受益者に信託財産を交付する行為は、新たな契約締結行為を行うものではなく、すでに締結済の信託契約の約定に基づき、単に信託の清算手続きを履行するものであり、新たな取引を伴うものではないことから、法32条の5第1項本文の「売買その他の取引」には該当せず、当該信託受託者は特定保守製品の引渡しに際しての説明を要しないことをガイドラインにて明示していただきたい。	清算手続は「取引」には該当しない。	団体
9	省令案概要の7	保険会社は、資産運用の一環として不動産を保有しているが、不動産取引そのものを業とはしていない（保険業法第100条「他業の制限」）。したがって、保険会社は、消費生活用製品安全法第32条の5に規定する「特定保守製品取引事業者」に該当しないという理解で良いか。	保険会社は他業制限を法律上受けている以上、特定保守製品取引事業者に該当しない。	団体
10	省令案概要の7	保険会社の不動産運用（資産運用の一環として、不動産賃貸収入を目的とする不動の保有）において、特定保守製品が付随した不動産を売却することがあるが、商業用ビル（オフィスビル）等の場合は、一般消費者の居住の用に供するものではないことから、特定保守製品取引事業者には該当しないという理解で良いか。	保険会社は特定保守製品取引事業者に該当しないが（番号7参照）、一般論として回答すると、オフィスビルの場合であっても特定保守製品が付属する建物であって、その特定保守製品がオーナーの所有権に属しているのであれば、オーナーがオフィスビルを売却する際には説明が必要である。もっとも、テナントが持ち込んだ物である場合には説明する必要はない。	団体
11	省令案概要の7	自社従業員のための福利厚生施設（社宅、寮等）や自社の支社・営業所として使用した不動産の売却において、特定保守製品が付随した不動産を売却することがあるが、売却後、当該不動産が一般消費者の居住の用に供しないことが不動産売買契約書等で明らかな場合は、特定保守製品取引事業者には該当しないという理解で良いか。	特定保守製品取引事業者に該当しないというわけではなく、省令の説明が不要である例外事由に該当する。	団体
12	省令案概要の7	・引渡時には「安全点検の概要」「点検等保守管理の必要性」「所有者情報返送の必要性」等を説明するとあるが、その旨を売買契約書等に記載することで足り、必ずしも、売主から買主に対する口頭説明を要するものではないという理解で良いか。 ・また、不動産取引仲介業者が使用する何らかの書類に説明文があるなど、仲介業者が特定保守製品取引事業者から委託を受けて説明を代わって行っていると評価できるだけの事情があれば説明したことになるとの理解で良いか。	必ずしも口頭説明を要するものではないが、所有者情報の提供に協力すべき責務があることには変わりない。なお、説明を委託することは可能である。	団体

パブリックコメント意見概要と回答（案）

番号	該当箇所	意見及び理由	回答（案）	意見提出者の所属
13	省令案概要の7 1つ目の（2）	「特定保守製品につき十分な知識を有しており、特定保守製品の保守を的確に遂行することができる者に特定保守製品の管理（特定保守製品の付属する建物の管理を委託している場合を含む。）を委託することを予定して」とあるが、取得者がビル管理会社（ビル管理業を営む者）に委託を予定している場合はこれに該当するという理解で良いか。	ビル管理会社が特定保守製品の付属する建物を複数件取り扱っている等の適切な管理能力を有していれば該当する。	団体
14	省令案概要の7 1つ目の（3）	「特定保守製品を廃棄する旨を売買その他の取引に先立って申し出た上、特定保守製品の付属する建物を取得しようとする者」とあるが、売買契約書等において、取得者の義務として特定保守製品の付属する建物の取り壊しが約定されている場合はこれに該当するという理解で良いか。	ご賢察のとおり。	団体
15	省令案概要の7 2つ目の（3）	「特定保守製品取引事業者は、取得者から所有者情報の提供を受けた場合には、当該所有者情報を速やかに特定製造事業者等に提供する旨」とあるが、これは「取得者から所有者情報の提供を受けた場合」のみ「速やかに特定製造事業者等に提供する旨」を説明するものであって、「取得者から所有者情報の提供を受けた場合」以外においても、特定保守製品取引事業者が取得者の所有者情報を特定製造事業者に提供することを求められているものではないという理解で良いか。	取得者から所有者情報の提供につき同意を得られない場合にまで特定製造事業者等に提供することを求められるものではない。	団体
16	項目「3．設計標準使用期間及び点検期間の設定に関する基準」について	製品の構造が単純な物であれば、科学的試験を行わなくても、該当主要部品の仕様から、設計標準使用期間を算出することが可能である。 主要部品を部品メーカからの購入部品で構成する場合、部品の製造元で十分な耐久試験を行っていれば、該当部品の仕様書に耐久時間について明記されており、設計標準使用期間の設定の材料として活用することが出来る。 また、製品の主要部品の変更を行わず、外装やデザイン等を変更しただけの製品であれば、科学的試験を行わなくても、過去の経験や主要部品の仕様から、設計標準使用期間の設定することが可能である。 よって、設計標準使用期間は、「科学的試験による結果」か「主要部品の仕様に基づく合理的な設計判断」の何れかの手法によって、設定するものとして頂きたい。	ご指摘を踏まえ、修正させていただく予定。	団体
17	項目「3．設計標準使用期間及び点検期間の設定に関する基準」について	設計標準使用期間の設定について、「経年劣化により安全上支障が生ずる可能性が高くなると認められる時期を終期として設定するものとする。」とあるが、以下の理由により、安全上支障が生ずる可能性が高くなる時期を設定することは困難であるため、法第32条の3の通り、「安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間」との趣旨に変更頂きたい。 ＜理由＞ ① 設計標準使用期間については、先ず設計段階において、過去の経験や、個々の部品の仕様等に基づき、安全上支障がないように設計される。加速試験、耐久試験等は、製造時業者が想定する期間内で安全上支障が生じることがないか確認する手段であり、経年劣化による事故が発生する可能性を測るものではない。 ② また、経年劣化による重大製品事故の発生率は、1PPM（1/1,000,000台）と算出されており、その可能性の試験評価は不可能である。 ③ 以上のことから、経年劣化による事故は、メーカが設計上想定される期間を超えて使用された場合に発生する事象であって、その可能性が高まる時期を設定することは困難である。		団体

パブリックコメント意見概要と回答（案）

番号	該当箇所	意見及び理由	回答（案）	意見提出者の所属
18	概要　3.	「経年劣化による可能性が高くなると認められる時期」とあるが可能性を高くなる時期の判断が困難であるため、設計・部品仕様に基づいて安全性に支障がない時期を確認することで終期としたい。よって、「・・・加速試験、耐久試験その他の科学的試験を行った結果算出された数値及び設計又は部品の仕様に基づく科学的根拠に基づき、経年変化により安全上支障が生ずるおそれがないことを確認し、又は判断した時期を終期として設定するものとする。」 と修正していただきたい。		団体
19	項目「3．設計標準使用期間及び点検期間の設定に関する基準」について	設計標準使用期間の設定には、「製造年月を始期とし、・・・・・　数値を基礎として、主要部品の仕様に基づく合理的な寿命計算や科学的試験（加速試験、耐久試験等）を行った結果・・・。」 と修正して頂きたい。 「主要部品の仕様に基づく合理的な寿命計算」を追加して頂きたい理由は、部品メーカでは十分な耐久試験を行っていて、仕様書に寿命についても明記されており、ディレーティング等により、使用条件での寿命を計算できると考えられるからです。		団体

パブリックコメント意見概要と回答（案）

番号	該当箇所	意見及び理由	回答（案）	意見提出者の所属
20	項目「11．点検その他の保守の体制に関する判断の基準となるべき事項（2）点検の料金の設定」について	点検の実施に際して、交通事情によっては、駐車料金等の経費が発生する場合もある。 その場合は、点検に必要な経費として、所有者に負担頂く必要があるため、現状の「技術料、出張料の合計」との記述を「技術料、出張料及びその他の合理的根拠に基づき発生した費用の合計」と変更して頂きたい。	ご指摘を踏まえ、修正させていただく予定。	団体
21	概要　11．（2）	料金の内訳が「技術料、出張料」のみとなっているがこれでは項目として処理できないので次の内容を追加して納得感のある項目としたい。 ・点検に伴い部品交換を予定している（消耗部品）場合の部品代 ・作業車の駐車料金 ・点検を求める者の都合により休日、深夜の作業割増料金 ・遠距離の場合の割増料金 但し、点検に伴う部品代、交通費、深夜・休日に点検を求められた場合の割増料金その他の合理的根拠に基づき発生する費用を請求することを妨げない。　を追記。		団体
22	項目「11．点検その他の保守の体制に関する判断の基準となるべき事項（5）点検に必要な手引の作成」について	点検は、法第32条の5にある通り、主務省令で定める基準に従い、行うものであり、点検によって、作業者が判断出来る内容は、「不具合の有無」ではなく、当該特定保守製品が点検時点において、点検基準に適合しているか否かである。 よって、「不具合の有無を客観的に判断」との記載を「点検基準に適合しているか否かを客観的に判断」と変更頂きたい。	ご指摘を踏まえ、修正させていただく予定。	団体
23	項目「1．事業の届出」について	製品のブランド名は、消費者にとって商品選択の大きな要因となるものであり、製品のブランド名と特定製造事業者名が異なることは、消費者に余計な混乱を招くことになる。 よって、OEM製品やプライベート・ブランド製品に係わらず、製品にブランド名を付して販売している事業者が、特定製造事業者等として、事業の届出をするべきである。	単にブランド表示のみをもって「特定製造事業者等」に該当することとはせず、長期使用製品安全点検制度の趣旨等を踏まえ、判断することとしたい。	団体

パブリックコメント意見概要と回答（案）

番号	該当箇所	意見及び理由	回答（案）	意見提出者の所属
24	「経済産業省関係特定保守製品に関する省令案」について（平成20年2月9日発行）の1ページ 概要1．事業の届出について	浴室用電気乾燥機組込みユニットバスおよび電気食器洗機組込みのシステムキッチンにおいて、弊社は機器およびユニットともに製造販売を行っており、機器及びユニットメーカーの双方の立場を有している。今回法改正による特定製造事業者の届出は、以下の理由により浴室用電気乾燥機または電気食器洗機等の機器メーカーが行うことを基本と考える。 ①今回の制度の点検実施は設計標準使用期間前後となるが、それまでに発生した事故などの経験（卓上型の電気食器洗機を含む）による点検技術の向上および再発防止対策を実施するためにも、機器メーカーに点検の責務を負わせる方が、消費者にとっても安心である。 ②法三十二条の十八では特定保守製品の点検その他の体制整備のひとつとして、点検をする事業所の配置を求めているが、実質的な点検を請け負う機器メーカーでなければ事業所の配置ができない。整備に要する部品の保有、点検手引書の整備も同様。 ③点検時期に到達する前に使用者の判断で、ユニットメーカー指定以外の機器に途中で交換したときは、ユニットメーカーが当該機器の点検をするのは不合理である。 ④ 点検開始時期に、ユニットメーカーと機器メーカーの取引が無くなっている、あるいは機器メーカーが該当製品の製造から撤退しているなどの理由により点検作業の受諾に難色を示した場合、ユニットメーカーとしては点検が困難となる。 ⑤ 同じく製品安全に関連する電気用品安全法では、電気用品を直接輸入または製造する事業者が、届出を出しており、製品安全の責任を負っている。消費生活用製品安全法についても、製品安全ガイドのホームページのＦＡＱ１０番に、ＯＥＭ製品の場合には実質的に製造行為を行う者が製造事業者であるとの考え方が示されている。	ご指摘を踏まえ、修正させていただく予定。	企業
25	概要　9．	個人情報保護法（平成十五年法第五十七号）第十六条第三項第一号、第二号又は第四号に掲げる事由に該当する場合　となっているが三号も追加すべきではないのか。 あえて三号を除外する必要はない。	ご指摘を踏まえ、修正させていただく予定。	団体
26	概要　11．(3)	点検料金の公表は、「点検料金の設定の基準」を公表するとなっているが、具体的な金額の表示はしなくても良いとの解釈でよいか。	点検料金の公表の必要は求められていないが、所有者への点検通知後は、点検料金の目安や内訳が確定していることを踏まえると、消費者が点検の要請がしやすいように、点検料金の目安や内訳を公表することが望まれる。 また、既販品についても同様に、点検期間に相当する期間にあると考えられる製品について情報提供する際にあわせて点検料金の目安や内訳を公表することが望まれる。	団体
27	概要　11．(6)	「点検の委託先へ送り」は点検を委託しない場合もあるので配慮願いたい。 「特定製造事業者等は、前号の点検に必要な手引を、点検を委託する場合における委託先及び第三者機関に対して送付し、保管を依頼するものとする」　と修正していただきたい。	ご指摘を踏まえ、修正させていただく予定。	団体
28	概要　11．(12)	・機器の設置先が賃貸で、管理者（所有者、管理を委託されている不動産屋さんなど）が立ち会わない場合、点検の確認は賃貸の居住者（確認印）、報告（点検控え）は管理者へ送付することでよいか（製造事業者、点検委託先がある場合は委託先も控えを保管）。 ・所有者は点検を依頼してきたが賃貸者が点検を拒否した場合は点検を行わない正当な理由になるか。	管理者が立ち会わない場合であっても、管理者から要請があった点検であれば、管理者に結果を適切に説明することが必要。 また、所有者が点検を依頼してきたが賃借者が点検を拒否した場合は、所有者にその旨を伝え、所有者の指示に従うことでよい。	団体

パブリックコメント意見概要と回答（案）

番号	該当箇所	意見及び理由	回答（案）	意見提出者の所属
29	概要　12．(2)	この省令の施行の前に製造された特定保守製品については、第二条の3項目のみ適用されるものであり、他には及ばないとの解釈でよいか。	既販品については、特定保守製品の指定に係る消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令の附則に、消安法第３２条の２から第３２条の１７までの特定保守製品に係る規定以外の規定が適用される旨を規定する予定。 また、本省令については、本省令第１３条の規定が既販品について適用されるが、本省令附則において一部経過措置を定める予定。	団体
30	概要　12．(2)	11．(6)（第十三条　第六号）は、前号の管理を第三者試験機関等に依頼するとの内容であるので、既販品についての適用は困難である。 「11．(6)（第十三条　第六号）及び11．(7)（第十三条　第七号）の規定は、この省令の施行の前に製造された特定保守製品については、適用しない」 と修正していただきたい。	ご指摘を踏まえ、修正させていただく予定。	団体
31	別表第二 半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器 半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま 密閉燃焼式石油温風暖房機	ガス・石油機器のいくつかの点検基準にある「排気筒先端の設置状況」という項目について、当該機器の排気筒の中には、確認できない設置環境が存在するため、それを除外すべき。 当該機器の排気筒の中には、点検員が立ち入ることができない場所へ設置されている等確認できない設置環境が存在するため、以下の通り修正して頂きたい。 「（給）排気筒先端の設置状況（構造上確認できない箇所に設置されているものを除く。）」	ご指摘を踏まえ、修正させていただく予定。	団体
32	別表第二 半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	ガス・石油機器のいくつかの点検基準にある「燃焼状態」という項目について、一酸化炭素濃度の表し方には、理論値と実測値があるが、点検時には理論値を算出できる測定はできない。 「･･･排ガス中の一酸化炭素濃度の測定値が0．1パーセント以下であること」 と修正していただきたい。以下、燃焼状態の項も同様に修正していただきたい。	ご指摘を踏まえ、修正させていただく予定。	団体
33	別表第二 半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま、 密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま	半密閉燃焼式・密閉燃焼式それぞれのガスバーナー付ふろがまの点検基準にある「燃焼状態」という項目について、 (1) ガスバーナーの火力が･･･ (2) 給湯量を最大にして･･･ となっているが、点検内容の (1) ガスバーナーの火力が･･･の点検と (2) 給湯量を最大にして･･･とは、各々単独使用時の試験として理解している。この理解でよいか。 また、ガスバーナーとは、ふろバーナーのことでよいか。	ご認識の通り。	団体
34	別表第二 密閉燃焼式石油温風暖房機	密閉燃焼式石油温風暖房機の点検基準にある「吸込口と吹出口の一酸化炭素濃度差の確認」という項目について、吸込口と吹出口の一酸化炭素濃度差は機器内部に排気漏れがなくとも室内の風の流れや測定誤差等により微妙な差が出たり、測定濃度が逆転することが考えられる。「機器の温風吸込口と吹出口の空気中の一酸化炭素濃度に有意な差がないこと」 に修正していただきたい。	本規定は、もともとご指摘の内容を想定しており、「ゼロとなること」とせずに原案のとおり定めたところ。	団体

パブリックコメント意見概要と回答（案）

番号	該当箇所	意見及び理由	回答（案）	意見提出者の所属
35	質問（確認）	既販品の点検をより有効に広げるためにも、現状 製造事業者の保有する個人メンテナンス情報を利用して点検等の通知等を行いたが、ホームページ等でその旨公開・周知すればよいか？個人情報保護法上問題ないか。	個人情報を取得した際の利用目的に、点検等のアフターサービスが掲げられている場合には、点検等のお知らせは利用目的の範囲内にあるため、顧客情報を利用することができる。 利用目的にアフターサービスを掲げていない場合については、製品により異なる。特定保守製品その他消費生活用製品のうち経年劣化により安全上支障が生じ一般消費者の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品（特定保守性品等）の製造・輸入事業者は、経年劣化による危害発生防止に資する情報を一般消費者に適切に提供するよう努めなければならないものとされている（消安法３２条の２２第１項）ことから、同条に基づくものとして、点検のお知らせをすることができる（個人情報保護法１６条3項1号）。つまり、特定保守製品等に該当する製品については、修理の際に得られた顧客情報を利用して点検のお知らせをすることが可能であるが、特定保守製品等に該当しない製品については、個人情報保護法の一般原則に服することとなるため、原則として目的外利用に該当し、個人情報保護法１６条3項各号に掲げられた例外事由に該当する場合のみ利用することが可能ということになる。 特定保守製品等に該当し、顧客情報を点検のお知らせに利用することができる場合であっても、プライバシーには留意することが必要である。	団体
36	「経済産業省関係特定保守製品に関する省令案」について 概要3．について	改正法第32条の3第1号において、設計標準使用期間は「標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間」と定められているところ、省令案では、その終期は「経年劣化により安全上支障が生ずる可能性が高くなると認められる時期」とされている。しかしながら、「安全上支障が生じる可能性が高くなる」時期においては、もはや「安全上支障がなく使用することができる」とは言えないから、上記省令案の終期の設定は、改正法と整合しない。 この点、「製品の経年劣化による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止」するとの改正法の立法理由にかんがみれば、設計標準使用期間の終期は、安全上の支障が生じる可能性が「高くなる時期」ではなく、かかる可能性が「生じ得る時期」とすべきである。 また、終期の設定にあたり、考慮すべき内容として使用環境等についての標準的な数値を基礎として、科学的試験を行った結果算出された数値のみが掲げられているが、既に市場における実績のある部品等を使用する場合には、科学的試験の結果だけでなく、当該部品の過去の使用実績から得られた実際の耐用年数など客観的な数値も考慮されるべきである。	ご指摘を踏まえ、修正させていただく予定。 なお、設計標準使用期間中に「安全上支障が生ずる可能性が高くなる」わけではなく、あくまで設計標準使用期間の終期が「安全上支障が生ずる可能性が高くなる時期」であるから、終期設定は改正法と整合しないとは言えない。	弁護士

パブリックコメント意見概要と回答（案）

番号	該当箇所	意見及び理由	回答（案）	意見提出者の所属
37	「経済産業省関係特定保守製品に関する省令案」について概要5．について	公表された産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会中間とりまとめにおいて、「設計上の標準使用期間については、製品の使用環境、条件等が同一ではないために完全に一律に設定できるものではないこと、あくまで消費者が点検を行うべき目安の期間を示すためのものであって無償修理期間ではないことを消費者が十分理解できるよう留意しつつ明確に定義する必要がある」旨が述べられており、この設計標準使用期間についての情報提供は、「消費者が、自ら保守を行うことの重要性を意識・自覚し、その役割を果たすための前提として」なされるべきものである旨が述べられている。 以上によれば、消費者への情報提供手段である上記特定保守製品への添付書面についても、かかる前提が確保され、かつ十分に認識できる内容であるべきである。 なお、日常的に行うべき保守は、所有者のみならず、所有者と使用者が異なる場合は使用者も行うべきものであるから、これを意識した条文表現とすべきである（上記は、あえて主体を表現しないことにより、所有者と使用者が異なる場合の使用者も保守を行うべき主体に含まれることを前提としているが、より明確化するという観点から、「所有者等（所有者と使用者が異なる場合は使用者も含む。）が日常的に行うべき保守」と表現することも考えられる。	法第32条の4第2項に規定する特定保守製品の添付書面には、設計標準使用期間の算定根拠等の点検等の保守に関する事項を、消費者が容易に理解できるよう記載することを省令及びガイドラインで、特定製造事業者等に求めているところ。なお、本制度の消費者の理解を深めるため、今後、消費者団体、自治体などと連携しつつ、広報活動に努めて参りたい。 日常の取扱いに関する注意点は主体によって異ならず、主体を明記しないことによる不都合が生じるとは考えにくい。	弁護士
38	「経済産業省関係特定保守製品に関する省令案」について概要8．及び11．について	家電業界では、製品に保守の必要が生じた場合、当該製品を販売した事業者がアフターサービスの一環として、又はその他の修理等事業者が当該事業の一環として、当該製品の保守を行うといった対応が広く行われてきた。 かかる状況の中で、製造事業者が自ら製品の点検又は修理等を行う場合の標準料金を定めることは、当該製品の保守にかかる自由な競争を制限し、又は公正な競争を阻害するおそれがあるとして行われていないのが現状であり、製造事業者が発行する取扱説明書においても、修理料金は、技術料、出張料などから構成される旨を記載するに留めている。 にもかかわらず、今般の省令改正を受けて、特定製造事業者等が点検料金を公表等すれば、その料金がたとえ特定製造事業者等が自ら行う場合の目安となる料金であっても、特定製造事業者等以外の者が特定保守製品の点検を行う場合の料金決定に相当程度の影響を及ぼすことが懸念される。特に、特定保守製品については、その取引事業者（ハウスメーカー等）と顧客の関係が密接であり、特定保守製品が付随的な位置付けになるため、特定保守製品取引事業者等が特定保守製品の保守を行うことが多い現状を踏まえれば、かかる懸念がいっそう強まり、事実上、特定保守製品取引事業者がアフターサービスの一環として行う点検、その他特定製造事業者等以外のものが行う特定保守製品の保守に係る自由な競争を制限し、又は公正な競争を阻害するおそれを払拭しきれない。 よって、点検通知に点検料金の内訳と金額の目安を表示すること、点検料金を公表することを含む内容の規定は見直されるべきである。	点検料金の内訳と金額の目安は、法律上、点検通知や点検の要請があった場合に限定しており、点検料金の公表は、あくまでも点検の料金の設定の基準までにとどめているところ。なお、点検を実施する消費者に点検料金の内訳と金額の目安をあらかじめ伝えることは、消費者による円滑な点検の実施に必要なことであり、規定しているところ。 公正な競争を阻害するおそれについては、あくまで点検料金が拘束力を有するような場合であって、点検料金の目安を各事業者が示すということとは別問題であると思料する。	弁護士